

登米市市制施行 20 周年記念ロゴマーク取扱ガイドライン

登米市は、令和 7 年 4 月 1 日に市政施行 20 周年を迎えます。記念式典や各種記念事業を実施するにあたり、市民の皆様と一緒に事業を盛り上げ、市内外へ広く周知するため使用するロゴマークを公募により決定しました。

本ガイドラインは、ロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めたものです。

1 使用目的

ロゴマークは、登米市市制施行 20 周年を祝い、記念事業を市内外へ広く周知するために使用することができます。

ただし、非営利を目的とするものに限りします。

2 権 利

ロゴマークに関する一切の権利は、登米市（以下「市」という。）に帰属します。

3 使用する際の手続きと承認

(1) ロゴマークを使用する際は、「登米市市制施行 20 周年記念ロゴマーク使用許可申請書」（以下「申請書」という。）に使用デザイン案を添付して総務部市長公室に提出してください。

(2) 次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、申請は不要です。

ア 市が使用するとき

イ 登米市市制施行 20 周年記念冠事業の承認事業で使用するとき

ウ 放送機関等が市に関する報道及び広報の目的で使用するとき

エ その他市長が適当と認めるとき

(3) 申請書の提出後、その内容を審査の上、使用の可否を決定します。

(4) 次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用目的に関わらず使用を承認しません。

ア 市の信用や品位を損なうおそれがある場合

イ 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合

ウ 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれのある場合

エ 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合

オ 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に利用されるおそれのある場合

カ その他市長が適当でないと認めた場合

(5) ロゴマークの使用にあたっては、大きさのみを変更可能とし、デザインや色

の修正はできません。

4 使用期間

ロゴマークを使用できる期間は、令和8年3月31日までを基本とします。

5 使用にあたっての留意事項

使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題が生じたときは、責任をもって速やかに対処するものとし、市は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負いません。

記念ロゴマークデザイン



参考：営利・非営利の例

営 利	ロゴマークを使用した販売物品
非営利	ロゴマークを使用した物で、無料で配布するもの (例：チラシ、包装紙、袋、ペン など)